

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策（９月１３日からの国内制限措置に係る遺跡・博物館等への入場要件について）

２０２１年９月１５日
在ギリシャ日本国大使館

先日ギリシャ政府より発表されました９月１３日からの新たな国内制限措置について、遺跡、博物館、美術館、ギャラリーの屋内入場に係る措置が従来の措置より厳しくなりましたので、これらの施設をご利用される際はご注意ください。

■ １ 屋内施設への入場

９月１３日以前は、ガイド付グループ以外の入場者については、新型コロナウイルスの陰性証明書等の提示は不要でしたが、新たな措置では、施設側に当該施設を「免疫者のみ」のタイプか「免疫者と非免疫者を含めた混合」のタイプかを設定させるとともに、入場者にそれぞれ以下の証明書の提示が義務付けられました。

なお、証明書は入場時に書面かスマホ等で提示し、施設側が専用アプリでスキャンすることになります（EU 諸国以外の第三国からの外国人の場合は、書面の証明書で可とされています）。

● 「免疫者のみ」タイプの施設の場合

（１）５歳以上の入場には次のいずれか１つと、身分証明書（ID カード、旅券、運転免許証等）の提示が必要です。

ア ワクチン接種証明書（必要回数の接種完了後、１４日間が経過していること）

イ 新型コロナウイルス治癒証明書（当初の診断結果から３０日以上経過、１８０日以内であること）

ウ ５歳から１１歳は、親権者による入場前２４時間以内のセルフテストの陰性証明書

（※５歳未満は証明書の提示義務は免除）

（２）人数制限等

周囲と２ｍ以上の間隔を保つこと。明確な人数制限はなし。

● 「免疫者と非免疫者を含めた混合」タイプの施設の場合

（１）５歳以上の入場には次のいずれか１つと、身分証明書（ID カード、旅券、運転免許証等）の提示が必要です。

ア ワクチン接種証明書（必要回数の接種完了後、１４日間が経過していること）

イ 新型コロナウイルス治癒証明書（当初の診断結果から３０日以上経過、１８０日以内であること）

ウ 入場前４８時間以内のラピッドテストによる陰性証明書（PCR 検査は不可）

エ ５歳から１１歳は、親権者による入場前２４時間以内のセルフテストの陰性証明書

（※５歳未満は証明書の提示義務は免除）

(2) 人数制限等

周囲と2m以上の間隔を保つこと。15平方メートルに1人まで。グループは20人まで可。

■ 2 屋外施設への入場

従来通り、ガイド付グループ以外の場合は、入場時のワクチン接種証明書や陰性証明書の提示は不要です。

(1) 20人までのグループの場合は、証明書の提示は不要です。

(2) 20人以上、40人までのガイド付グループの場合は、12歳以上は次のいずれか1つと、身分証明書(IDカード、旅券、運転免許証等)の提示が必要です。ガイドは、以下のアまたはイの証明書が必要です。

ア ワクチン接種証明書(必要回数の接種完了後、14日間が経過していること)

イ 新型コロナウイルス治癒証明書(当初の診断結果から30日以上経過、180日以内であること)

ウ 参加前72時間以内のPCR検査による陰性証明書

エ 参加前48時間以内のラピッドテストによる陰性証明書

(※12歳未満は証明書の提示義務は免除)

(3) 人数制限等

周囲と1.5m以上の間隔を保つこと。10平方メートルに1人まで。グループは20人まで可。ガイドとグループ参加者がワクチン接種証明書や陰性証明書等を提示する場合は40人まで可(従来措置を継続)。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp